

第4回ジェトロ環境社会配慮諮問委員会議事録

日時 平成22年7月28日（水）

10：00～12：30

場所 ジェトロ本部7階IBSCホール

○齋藤総務部主査 時間になりましたので、第 4 回「ジェットロ環境社会配慮ガイドライン諮問委員会」を開催いたします。私はジェットロ総務部において、本年 4 月から前任の柴田の後任として、環境社会配慮ガイドラインの事務局を務めております齋藤と申します。本日はよろしくお願いいたします。会議に先立ちまして連絡があります。本日の会議は議事録をとらせていただいて、ウェブサイトで公開ということが決められております。お二人に 1 本という形でマイクを用意しておりますので、発言の際はそのままマイクをお取りになってご発言いただければと思います。

それから、資料は何回かに分けてお送りしましたが、本日、追加資料としてお手元にお配りしました資料の確認ですが、まず、議事次第、本日の座席表、出席者一覧、平成 21 年度の案件形成事業に対する環境社会配慮レビュー、これは環境社会配慮審査役が、あとでこれに沿ってご報告する予定です。最後に、タイ・マブタブットに対する通商弘報 3 回分、タイ東部臨海地域概略図を本日の配付資料として添付しております。不足・落丁がありましたら、是非お知らせいただければと思います。

議事次第に入らせていただきます。まず、開催に当たりまして、日本貿易振興機構理事の山田康博からご挨拶申し上げます。

○山田理事 皆さん、おはようございます。本日は大変暑いところ、それから皆さんには大変お忙しくされているところ、本日の委員会にご参加いただきまして、大変にありがとうございます。この諮問委員会のベースとなりますジェットロの環境社会配慮ガイドラインを原科先生以下、皆さんにご議論いただいて作られましたのが、いまから約 2 年前、1 年以上かけて検討していただいて、ジェットロにカスタマイズしたガイドラインをお作りいただ

きました。それを踏まえて、私どものいろいろな関連事業を、ガイドラインの内容、精神に沿って展開させていただいておりました。その間、ジェトロもやや変化がありました。皆さんご承知のとおり、約 2 年前のリーマンショックで日本の輸出が大幅に落ち込んで、とりわけ地域の中小企業の皆さんは、かつてない大きな打撃を受けております。

そうした中で、農水産品を含め、日本からの輸出の促進、輸出ということが、ジェトロの事業にも大きく求められてまいりました。いまでは日本からの輸出、つまり海外の販路拡大支援、いまこれがジェトロの最大の事業の柱になってきております。これが当時ガイドラインをご議論いただいたときとは、様相を異にしているということです。

その海外の販路開拓支援、この中でやはり皆さんが気付かれましたのは、環境、省エネルギー技術、機器、こういったところに日本の優位性はあるということで、我々もその一環でご支援をさせていただいているところです。とりわけ中国におきましては、環境、省エネルギーの対中協力、あるいはビジネス機会の創出というところの拠点を、私どもの海外の事務所が担ってやっているところです。

海外のビジネスチャンスはどこに求めるかということになりますと、いまは新興国ということで、ブラジル、インド、ベトナムといった所に日本の産業界のターゲットが絞られているわけですが、単にそうした新興国に物を売るだけではなくて、これはこのガイドラインの精神でもありますが、CSR、いわゆるソーシャルビジネスとか、BOP とか言われておりますが、そういった視点からも日本の企業の皆さんの国際ビジネス展開を支援するというのも、私どもは昨年度からやっているところです。お手元に、こういう去年のレポートの成果を置かせていただいておりますが、こういったことを手がけているということも

ご報告させていただきます。

それから、いまの民主党政権の中で政府が一丸となって取り組んでいますのは、日本が得意とするプラントとインフラ、システムの輸出の支援ということです。これに関しては、私どものほうは海外の経済の情報提供、それから制度の提供、あるいはビジネスマッチングの機会を作るといったところの役割が守備範囲になっているわけです。この流れの中で、環境社会配慮ガイドラインをベースに置いて、オールジャパンの業務にも取り組んでまいりたいと考えております。ガイドライン制定以降の若干のジェトロの事業の変化と現在の方向性について、冒頭、紹介をさせていただきましたが、我々はこのガイドラインの条文とその精神については、いささかなりとも認識を疎かにすることなくやっていきたいと考えております。引き続き、委員の先生方からはいろいろなご意見等を賜りまして、よりしっかりしたものにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。原科先生、ひとつよろしく願い申し上げます。

○齋藤総務部主査 続きますして、委員のご紹介をさせていただきます。配布しております委員一覧の名簿順に沿って、ご紹介させていただきます。まず、東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授の原科幸彦様、早稲田大学理工学術院創造理工学部教授の村山武彦様、なお、村山委員は今日、学会に出られてからということで、30分ほど遅れてご出席とのご連絡をいただいております。続いて、明治大学法科大学院教授の柳憲一郎様、東京大学大学院新領域創成研究科環境学研究系国際協力学専攻准教授の堀田昌英様、なお、堀田委員については、本日ご都合がつかないということで、ご欠席です。前メコン・ウォッチ代表理事の松本悟様は、今朝になって、急用が生じたためご欠席です。続

いて、国際環境 NGO FoE Japan の満田夏花様、社団法人海外コンサルティング企業協会専務理事の高梨寿様、社団法人産業環境管理協会参与の宮崎章様、独立行政法人国際協力機構国際協力専門員の田中研一様、株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行審査部環境審査室長の丸上貴司様。

次に、ジェットロ側の出席者を紹介させていただきます。まず、総務部長の平井昌博です。産業技術部長の市原健介です。総務部環境社会配慮審査役の作本直行です。産業技術部インフラ・プラントビジネス支援課長の栗本聡です。総務部総務課長の長谷部雅也です。

委員の新任がありますので、それについてです。国際協力銀行の丸上委員については、前任の廣田様の後任として昨年 10 月に委員をお願いしております。また、本日欠席されております堀田委員については、前任の吉田委員の後任ということで、原科委員長からもご推薦をいただきましたが、今年の 7 月から新委員ということでお願いしております。丸上様、一言ご挨拶をいただければと思います。

○丸上委員 国際協力銀行の丸上でございます。昨年 10 月に廣田の後任ということで、環境審査室長というポストに就いておりますので、引き続きジェットロさんのこの諮問委員会のほうでもお役に立てればと思っております。よろしく願いいたします。

○齋藤総務部主査 本日、一般の参加ということで、この委員会についてはホームページで一般参加も募っております。それで現在 1 名ですが、今日お二人の方が見える予定です。この方々については発言もできるということになっています。ただ、発言については、冒頭申し上げましたように、議事録に全部活かしますので、お名前と発言内容については委員、ジェットロ側の出席者の発言等も含めて掲載して、ウェブサイトで公開させていただきます。

ますので、再度ご承知おきいただければと思います。

続いて、冒頭申し上げましたように委員を再任いたしておりますが、新任の委員も加わったということで、原則、委員長、副委員長というのは年度替りでということですが、事務局としては引き続き原科委員長と柳副委員長に再任をお願いしたいと思いますが、皆さんのほうで何かご異議等あれば、意見を出していただければと思います。原科先生も、いま研究科長をお務めになって、非常に多忙を極められているということで、ご無理なところもありますが、原科委員長、柳副委員長という体制で引き続きお願いしたいということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○齋藤総務部主査 プログラムの本題に入らせていただきます。まず、平井総務部長より諮問委員会の趣旨について、ご説明申し上げます。

○平井部長 総務部長の平井でございます。資料3「環境社会配慮の実施に関する規程」をご覧ください。この諮問委員会については、この規程の第3条に定められております。その役割については、第3条第3項に明記をしております。具体的には、以下の3点です。1点目が機構の環境社会配慮の実施、2点目が「ジェトロ環境社会配慮ガイドライン」の見直し、3点目が機構の環境社会配慮に関する外部からの指摘及び意見への対応、以上です。

本日の諮問委員会では、平成21年度ジェトロ実施事業において、環境社会配慮が適正に遵守されているかどうかを専門家の皆様から、専門の立場からご助言をいただく場です。また、特定非営利活動法人メコン・ウォッチからの公開質問状への対応についても、助言をいただく場でもあります。将来に向けて、ジェトロ事業に役立つ建設的なご意見を賜り

ますよう、何卒よろしくお願ひいたします。以上です。

○齋藤総務部主査 それでは、議事を進めさせていただきます。これより先は原科委員長に議事を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○原科委員長 議事進行をさせていただきます。4月から立場が変わりまして、研究科長ということになりました。これは従来の学部長職です。学科長ならよかったです、学部長というのは私の研究科は11専攻ありまして、教授会メンバー、教員が200人。非常勤、常勤職員が数百人。学生が1,800人。結構大きいのです。だから、何かものごとが起こった場合に、いろいろ責任問題がありますので、時間も使えなくなってしまう。それで、今回は少し迷う点もありましたが、これは大変大事なことでありますので務めております。今後もよろしくお付き合い願ひたいと思います。

そこで、今日は「ODA、環境配慮貫け」と書いたのがあります。これは日本経済新聞の「経済教室」に書いたものです。時々こういうところに書いておりますが、今回は特にJICAの新しいガイドラインができましたので、これを書きました。4月1日に新しいものが制定されて、7月1日、今月の初めからこれが施行になっております。大きな点は、この諮問委員会と同じような仕組みをJICAでもしっかり作ったということです。新JICAが2年前、2008年10月にスタートしましたので、それより前のJICAには審査会がありました。ただ、新JICAは、旧来のJICAに加えて、国際協力銀行の円借款部門が移りましたので、業務が拡大しました。旧国際協力銀行には審査会に相当するものがなかったものですから、果たして新しい仕組みでそういうものを作ることができるかとか、必要かとかいぶ議論しました。これはかなり相当やりまして、その結果やはりこれは必要だということになりました。

して、これを設けたわけです。ですから、本諮問委員会と同じようなものが JICA にもあります。

これは、名前は環境社会配慮助言委員会です。右のほうにポイントを 3 つ書いてあります。「ODA、環境配慮貫け」という見出しですが、私は ODA をむしろ増やして、日本の存在感を高めるべきだと考えています。これは日本の真の国際貢献だと思うのです。ジェットロにおいても、それらのことは進めておられるわけですが、これは大変重要なことだと思うのです。しかし、そのためには、無駄な公共事業の海外版だとよく言われますが、そういう国民の目がありますから、やはり国民に理解をしてもらわないといけない。理解を得るために説明責任を果たす必要がありますので、そこでそういう仕組みをしっかりと作りましょうというわけです。ですから、ジェットロの環境社会配慮諮問委員会は、そういう意味で大変重要な役割があると思います。同じ考え方で、JICA でもこれがスタートしました。

そこで、外部専門家の助言委員会で客観性と透明性を確保しているわけです。実はこの仕組みづくりに取り組むときに、その必要はないのではないかという議論があったのは、1 つはこういう ODA の機関で世界をリードしている世界銀行、ここにはこういう審査諮問機関に相当するものはありません。ということで、なくてもいいのではないかという議論がありました。しかし、これは形がそうでも、実質的にどういう機能をしているか、見ていかなければいけないですね。ファンクションとしては、審査諮問機関に相当するファンクションは世銀にもあります。特に世銀では各国の理事が一定の緊張関係がありますので、組織内で透明性の高い情報を提供しないと、うまくいかないわけですね。要するに、環境社会配慮審査の客観性を保つインセンティブが大変強くなります。

ところが、2 国間の機関の場合には、そういったメカニズムが働きませんので、そうはいかないですね。ということで、そういう難点を克服するのが、この助言委員会の位置づけなのです。私はこれが大変に必要なことだと思います。

もう 1 つは、世銀の専門家は大変たくさんいまして、世界中に専門家がありますが、環境影響の専門家は 250 人です。それから、社会影響が 150 人、足して 400 人です。これら 400 人の専門家が関与して、しかも、たくさんドクターを持っているのです。そういうレベルの方々がチェックして審査しているわけですが、これだけリソースも違うのです。ところが、新 JICA の場合、担当者が 20 人ほどなのです。ですから、桁違いに少ないでしょう。そういう意味では、アウトソーシング的な意味もありますね。つまり、外部の助言を受けて、業務を効率良く進めると。そういった点もあります。その 2 点から、JICA に助言委員会を設けたことは大変妥当なことだと思います。そういった理解が進みまして、今回このような仕組みになりました。ジェットロにおかれましても、同じようなことをやってこられたのですが、私は同じような良い方向だと思います。ということで、今日はこの記事を紹介しました。詳しくはまた読んでいただければ、新 JICA の仕組みがどうなったのか、ご理解いただけるとと思いますので、お手元の資料をご覧くださいと思います。ということで次へ進めてまいります。

大事なものは、やはり審査の透明性といいますか、客観性ですので、そのようなことではこういう委員会はある程度回数を開かないと、意見をフィードバックできないですね。そういうことです。今日は 1 番目の議題で、環境社会配慮に対する意見書、15 分ということでした。これは、先ほど申し上げた次第で時間がなかなか使えなかったものですから、十

分対応できません。誠に申し訳ないのですが、今日はこの部分はスキップさせていただいて、よろしいでしょうか。ご勘弁願えますでしょうか。そういうことで、4月から研究科長になりまして、その前から選挙は1月にありましたから、1月の選挙後はずっとそのような準備段階。それから、研究科長の前はずっと評議員もやっていたので、そんなことでなかなか十分対応できません。今日の段階では皆さんにきちんと説明できる形になっておりませんので、もしご了解願えれば、近いうちにもう1回委員会を開いていただいて、その場で私が説明したいと思います。よろしいでしょうか。誠に恐縮です。そのようなことで、これに関しては次回、できたら8月中ぐらいにもう1回開かせていただいてということで、そのとき説明いたします。

2番目に進んでよろしいでしょうか。Ⅱ.平成21年度案件形成調査事業についてです。これは産業技術部の方をお願いいたしますが、平成21年度案件形成調査事業についてということで、ご報告をお願いいたします。

○市原部長 産業技術部の市原でございます。「平成21年度案件形成調査事業について」をご参照ください。こちらの事業は、正式名称は、ここにありまして「地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業（一般案件に係る円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査）」という、経済産業省の計上している予算の事業です。この事業は、この頁の一番下に注釈が付いておりますとおり、平成21年度からは新日本有限責任監査法人が受託をいたしました。ジェトロは、その事業の提案案件の選定支援及び調査案件監理等を受託するという関係になっております。この中で、我々はこの調査をジェトロのこの環境社会配慮のガイドラインに従って進めていただくことを公募の際の条件

にいただき、またこの調査案件監理の途上で、我々がこのガイドラインの内容が反映されるようなマネージをさせていただくという構造になっております。

この案件形成調査の中では、まず 1.にあるとおり、民間活動のみでは案件の積極的な発掘・形成が望めない発展途上国のインフラ等投資環境整備、地球環境問題への対応等に関して、我が国の優れた技術・ノウハウを活用した円借款案件形成等調査及び民間インフラ案件形成等調査が実施されることを支援し、円借款案件又官民パートナーシップを活用した事業を発掘・形成していくことを目的とする事業ということになっております。

3.にあるとおり、平成 21 年度は円借款案件では 9 件の案件が採択されております。次の頁の民活インフラ案件としては 9 件、計 18 件の事業が実施されております。

次の頁の別紙 1 にあるとおり、本件は経済産業省の入札を受けて、新日本有限責任監査法人が契約をしたあと、第 1 回の案件の公募は 4 月 24 日に公示され、5 月 22 日に締め切り。また、第 2 回の公募については、8 月 24 日に公示されて 9 月 10 日に締め切りになっております。それぞれ公募を締め切ったあと、審査委員会が開催され案件が採択され、第 1 回の公募分については 8 月から 9 月にかけて、第 2 回の公募分については 11 月の後半に調査委託の契約が、新日本有限責任監査法人と当該実施事業者との間で締結されました。いずれも調査を開始後は、第 1 回分については 9 月の下旬から、第 2 回分については 1 月の上旬から中間報告が行われ、いずれの調査についても 2 月 15 日までに調査報告書がまとまっているところです。

別紙 2 です。具体的な案件についてご説明させていただきます。インド・ウツタルカンド州における地熱発電開発計画調査では、地域への安価で安定した電力供給やクリーン開

発メカニズムの事業化による地球環境保全への貢献を目的とした 10MW 級の地熱発電の調査。ウガンダ・ナショナルデータベース（国民 ID）整備計画調査では、ナショナルデータベースを作るために、調査をしております。また、エチオピア・アルランガノ地域地熱電源開発調査では、エチオピア南部で、いま唯一の地熱発電所として稼働しております地熱発電所の拡張のための調査を行っております。セルビア・ニコラテスラ発電所群排煙脱硫装置設置に係る調査では、2 基の火力発電所への排煙脱硫装置の設置に関する調査をしております。フィリピン・マニラ LRT2 号線延伸計画に係る調査では、LRT(ライトレールトランジット)の東西延伸プロジェクトの実施可能性を調査しております。

次の頁です。ベトナム・ダナン市衛生環境改善事業調査では、ベトナム中部のダナン市で、下水処理場建設、下水道管渠環境整備、固形廃棄物収集処理等の事業を都市計画の中で計画しております。が、ベトナム・ダナン市衛生環境改善事業調査では、それらの優先区域に係る下水処理場や污水管等の部分についての検討をいたしました。ベトナム・ホーチミン鉄道高架化事業調査においては、ホーチミン市の Hoa Hung から Trang Bom の間の区間において、日本の工事方式、施工法による高架化の工事の可能性について調査しております。インドネシア・ジャカルタ LRT 建設事業調査では、ジャカルタ特別州の LRT 建設事業計画の調査をしているところです。エクアドル・地上波デジタル活用遠隔教育放送網整備事業調査では、日本の地デジ方式であります ISDB-テレストリアル対応機材の整備及びテレビ中継所の機材整備等の調査をしております。

次の頁は民活インフラ関係の 9 件です。インド・エンノール港コンテナ物流高度化プロジェクト調査では、官民連携パートナーシップ型の次世代港湾オペレーションの事業展開

と密接に関連したコンテナ物流高度化に必要な調査を行っています。タイ・パタヤ市下水処理水再利用プロジェクト調査では、下水処理場から海へ放流される 2 次処理水を、膜処理により水質改善して、浄水場原水として再生、再利用するものについて検討しております。ブラジル・高速鉄道案件調査は、ブラジルのリオデジャネイロ、サンパウロ、カンピーンナス間を連絡する高速旅客鉄道新線建設計画について、需要予測を中心に調査をいたしております。ベトナム・高速道路における運営維持管理事業案件形成調査では、ベトナムの南北高速道路の一部区間について、交通管制及び ETC システムを含む運営維持管理の関係の調査を行っております。ベトナム・南部バイオマス（籾殻）発電プロジェクト調査は、ベトナム南部のメコン川デルタ地域に籾殻を燃料源とするバイオマス火力発電装置を設置する事業について調査いたしました。

次の頁です。ベトナム・ホイスアン水力発電プロジェクト調査は、ベトナム北部のマー川において、ダム直下に最大出力 100MW の発電所を建設する事業について調査を行っております。また、インド・グジャラート州環境シップリサイクルヤード整備事業調査では、船舶リサイクルということで、「環境解撤ヤード」及び「解撤部材リサイクル施設」の建設可能性について、調査をしております。フィリピン・マニラ首都圏南北連結高速道路 PPP 活用事業調査では、マニラ首都圏における交差点の高架高速道路の建設可能性を調査しています。ベトナム・北部高機能保税物流施設プロジェクト調査は、ベトナム・ハノイ近郊の工業団地へ入居が想定されている日系企業に対して、生産現場のニーズを踏まえた高機能保税物流サービスを提供する可能性について、調査をしています。

続きまして、もう 1 件の案件形成事業です。石油資源開発等支援事業について説明いた

します。この石油資源開発等支援事業については、産油国、産ガス国におけるさまざまなプロジェクトの成立に向けた調査を行って、我が国法人の石油・天然ガス開発の円滑な推進やエネルギーの安定供給の確保を目的とした事業です。こちらも経済産業省が予算を計上しております。これはジェトロが直接入札に参加して事業を受けて、再委託採択先の公募を行っており、平成 21 年度には 6 件の事業が採択されております。

次の頁に事業のワークフローを紹介しておりますが、ジェトロの公募は 4 月 30 日に開始して、5 月 26 日に締め切りました。案件の審査専門委員会は 6 月 24 日に開催して、6 月 26 日に案件の採択・公示、それから実際の契約は 7 月から 8 月頭にかけて締結いたしました。順次調査を開始して、順次、中間報告を行っていただき、1 月末までに調査を完了いたしました。

次の頁に案件、6 件の概要を紹介しております。バイカル湖北方ガス田開発の衛星による地質調査では、ガス田地域の地盤や地質構造の把握のために、衛星の観測データを利用して、地盤の変化を見出したり、地質解析の分析を実施するという可能性について調査しております。小型電源 LNG プラントの事業化調査では、パプアニューギニア西部の中小ガス田の開発・事業化のための小型 LNG プラントの可能性について、調査いたしました。風力発電事業の環境影響評価に関する調査では、アラブ首長国連邦の陸域で風力発電事業を行うに際して、その事業が環境に及ぼす影響について中心に、調査をしております。また、再生水輸送供給システムの事業性調査では、カタール国において海水を使用しているバラスト水の代わりに、日本の工業用水や高度下水処理水等の再生水をバラスト水として使うことによって、カタールに淡水輸出をするという可能性について調査をいたします。サウ

ジ・アラムコ向けオイル・スラッジ処理事業調査は、アラムコの統計によれば、年間 2 万トン発生しているとされるオイル・スラッジが発生しているということなので、その処理方法として、ジェット・リサイクル・システムという方式の導入可能性について調査をいたしました。また、石化プラント省エネ型排水再利用最適化調査では、サウジアラビアの石油化学プラント向けに、我が国の省エネ型排水再利用システムの導入について調査をいたしました。

いずれも調査報告書の概要をあらかじめお送りさせていただいたので、時間のある委員の方にはお目通しをいただけたかなとは思っておりますが、これらの調査は配布資料 5 の中にあります、「ジェトロ環境社会配慮ガイドラインチェック項目リスト」というリストに従って、チェックをしながら進めさせていただきました。また、配布資料 5 の中には、次の平成 22 年度の場合形成調査事業についてというペーパーがありますが、これは今年度の地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等調査の公募の結果について報告しております。同ペーパーのその最後の頁、「別紙 3」に、この調査の公募の段階で、ジェトロ環境社会配慮ガイドラインに沿った進行も含めて、スケジュール管理や実施状況の把握もするという条件に公募いただいていることも紹介させていただいております。

平成 21 年度調査に関して、結果の報告書についてですが、要約については公開をしております。ただ、報告書の全文については、委託元の新日本有限責任監査法人から一部の、調査報告書を非公開とするという指示がきており、一部の報告書はジェトロのビジネスライブラリーに配架をいたしておりません。配架をしていない報告書についてはどれなのか申し上げますと、資料 5「平成 21 年度案件形成調査事業について」、4 頁以降で案件の概

要を紹介しておりますが、4頁の2.ウガンダ・ナショナルデータベース整備計画調査、5頁の7.ベトナム・ホーチミン鉄道高架化事業調査、9.エクアドル・地上波デジタル活用遠隔教育放送網整備事業調査、6頁の民活インフラの1.インド・エンノール港コンテナ物流高度化プロジェクト調査、2.タイ・パタヤ市下水処理水再利用プロジェクト調査、3.ブラジル・高速鉄道案件調査、4.ベトナム・高速道路における運営維持管理事業案件形成調査、5.ベトナム・南部バイオマス（粃殻）発電プロジェクト調査、7頁の7.インド・グジャラート州環境シップリサイクルヤード整備事業調査、8.フィリピン・マニラ首都圏南北連結高速道路 PPP 活用事業調査の10件については、非公開とするよう指示を受けております。

調査報告書を公開することにより、今後の営業活動や案件形成に不利益・不都合が生じるとの理由で、当該調査実施企業が非公開を要望している場合には、当該案件の調査結果を非公開とすることがあるということで、委託元の経済産業省の指示を受けたものというように連絡を受けております。私どもはそういう条件のついていない、石油資源開発等支援事業の6件も含めて、開示可能なものについてはすべて公開しておりますが、そのような委託元からの指示が出ているということも、併せて報告させていただきます。以上です。

○原科委員長　ご説明どうもありがとうございました。いちばん最後のお話で、非公開案件が随分あるのでびっくりしました。10件ですか。これはちょっと極端ですね。公開すべきものは18あるわけです。そのうち10件で、半分以上です。その理由はほとんど抽象的な理由で、具体性がないですね。そもそも経済産業省は、公開するように勧める、指導する責任があるのに、何でそんな逆の方向に指導したのでしょうか。これは我々の委員会におけるこれまでの意見と全く違う方向でしょう。これは透明性がないということで、極め

てまずい方向になりますよ。経済産業省がどうしてそういう指示をしたのか、わかりますか。

○市原部長　いま申し上げたとおりの理由しか、我々は連絡を受けておりません。

○原科委員長　経済産業省もこの委員会に参加しておられたはずだから、透明性を高めるという趣旨はわかっていると思うのですね。これは全く逆の方向ではないですか。また各調査がどのぐらいの費用か、まず調査費、経費をちゃんと書いていただいたほうがいいですね。ここではすぐにはわからないかもしれません。例えば4頁、5頁の円借款案件形成等調査は9件ですが、これは予算の総額はいくらですか。個別だとちょっと手間がかかるでしょうから、総額でもいいです。大体見当がつく。これは1件数千万円使っているわけでしょう。

○市原部長　参考までに公募要領をお配りしておりますが、5頁にありますように調査費用は1件当たり6,300万円が限度となっております。

○原科委員長　限度。

○市原部長　はい。6,300万円以内で行っているということです。

○原科委員長　ということは、半年の期間で6千何百万円使っているわけですね。そういうお金を使ってやった成果を、これだけ秘密にするのはちょっとどうかしていると思えますけれども、これでいいのでしょうか。ただ、私はびっくりしました。先ほど日経新聞の記事をご紹介したのは、透明性を高めることを改めて認識していただきたいので、今日たまたま持ってきたのですが、まさかこんな状況になっているとは思わなかった。これだけ非公開があると初めて聞きました。ショックを受けました。

○山田理事 経済産業省に直接聞いたわけではないのですが、かつて非公開ということではなかったのです。大体ジェトロのライブラリーに出しておりました。考えますと、先ほど申し上げましたように、いま日本の産業界は大も小も問わず、国際ビジネス展開に生き残りをかけております。こんな状況の中であって、レポートが外国企業も含めて、手の内を知られることで心配、警戒というか、そういう気持がぐっと高まってきているので、そういうのが背景にあるのかなとか、これは私の推測ですけれども。

○原科委員長 それは、急にそうなるのはおかしいではないですか。これまでそうでなかったのに、ガイドラインができて運用を始めたのとあまり変わらないタイミングでこうなってしまったら、私は何か趣旨が全然理解されていないように思います。これは経済産業省の方にきちんとして説明しないといけないと思います。これは大きな問題です。

○村山委員 遅れてきたので既にご説明があったかもしれませんが、昨年度の公募要領の9頁までいったあとに別添1があります。これの3頁には10番目に「調査報告書の公開」があって、要約はもちろんウェブサイト上に公開するとともに、調査報告書についても、それぞれ一般配架すると明記されていますよね。ですから、いまのご説明だと、この項目とは別の形で対応されるということになるのではないのでしょうか。委員長がご指摘になったように、あまりにも数が多いので、これは例外ではないですよ。

○原科委員長 例外ではないですよ、これは半分以上です。過半数ですからね。これは全くおかしい異常な事態です。そもそもそのようなことをしなければいけないような案件というのは、公費で支援するのはおかしいと思います。それは企業秘密でそこまでするのだったら自前でやるのが当たり前で、パブリックな意味があるからやるので、公開できない

前提のものなんかやったらおかしいですよ。特定企業の利益に貢献するだけになってしまうでしょう。そうしたら、公益性がないですよ。とんでもないことだと思いますが、どうしたものでしょう。

○満田委員 私も全く座長のおっしゃるとおりだと思っています。ジェトロの環境社会配慮ガイドラインではガイドライン上も報告書の公開は明記されています。ガイドラインを策定する際、経済産業省も策定をサポートして、最終的にはジェトロから説明されて了承したと記憶しています。ですから、経済産業省が自らサポートして、了承したガイドラインに違反するようなことを今度指示するというのは、これはジェトロとしてジェトロのガイドラインを守るということを、ちょっと強めに要請されてもいいのかなと思いました。私たち策定にかかわった委員の側でも、これについては非常に興味を持っていますし、場合によっては何らかのアクションはとってもいいのかなと思っています。まずは、そのように要請されたらどうかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○原科委員長 これは本当に困りましたね。

○山田理事 委員長のご意見、委員のご意見、これは我々のほうから経済産業省のほうに、きちんと伝達させていただきます。特別の理由の場合にはあり得るということかもしれませんが、件数も多いですし、公開を前提にするということで公募にアプライされてきたはずです。

○原科委員長 特段の理由です。

○山田理事 特段の理由がこれだけの数になってしまうのかということについては、いただきましたご意見等を踏まえて、経済産業省のほうにきっちりとお伝えしたいと思います。

○原科委員長 これは下手をすると、こういう事業のあり方自体が問われることになりま
すから、大変重要なことです。

○田中委員 私ども JICA は、特に円借款案件の事業を担う機関ですので、私たちが最初の
段階から調査をする場合には、マスタープランを作ったり、そのあとフィージビリティ・
スタディをやって、そのあとに詳細設計(ディテールデザイン)というのをやったりする
というのがありますが、基本的にマスタープラン、フィージビリティ・スタディについては、
すべて報告書を公開しています。というのも、ジェトロの皆様が支援しておられるこの調
査は、それよりもさらに前の段階ですので、私たちがやる調査のほうが、もっと詳しいこ
とがいっぱい書いてあるのです。報告書は、それも全部 PDF ファイルで公開しています。

そういうことを思うと、ここで特に円借款案件形成等調査については、これから私ども
JICA と非常にかかわりが出てまいりますので、基本的にこれは全部公開していただかない
と、私たち自体もそれを活用することもできないなどという状況が起きると困ります。両
方の組織とも税金で事業をやっているものですから、やはりここは全部公開していただく
ということをお願いしたいと思います。

○原科委員長 相当上位の段階だから、通常は公開して問題ないような段階のはずなので
す。それは表現の仕方で工夫してできますし、公開できるような形でまとめていただくの
が大事なので、これは全くおかしいでしょう。

○柳副委員長 非公開の案件については、我々は守秘義務を負うのですか。といいますの
は、ここのメンバーの何人か、村山さんも満田さんも私もそうですが、新 JICA の助言委員
会の委員になっているわけです。そうすると、ここで上がってきた案件が、そちらの JICA

にかかってきたときに、我々は発言できないということが起こってくると、これは助言委員会として機能を果たさなくなりますよね。そういう点をどうやってクリアするのか、それはやはりちゃんと整理しておかないと、あとあと問題が起こってくると思うのですね。ほかの人が知り得ない情報に基づいて、いろいろと議論しているという話になると、どうしてそんなこと知っているのだという話が起こってきて、何か事態がおかしくなるようなことも考えられますので、秘密にする案件であればどうして秘密にするのかということ、個々の案件ごとにちゃんと記述していただかないと秘密にできないと思うのです。ものによっては外に出せないということは、当然、公開が原則であってもあり得るとは思いますが、その場合はその理由はどういうことに該当するからということも明示しておかないとまずいのだろうと思います。

○原科委員長 フロアから手が挙がりましたので、どうぞ。

○岡崎様 私は、いま満田委員がいる国際環境 NGO FoE Japan から出席しておりますが、私は昔、1970年代、1980年代、ジェトロさんはずっとお世話になって、日本の外貨獲得のためのプラント輸出をずっとやってきました。今日参加したのは、ジェトロさんはいまどうしているのかなと、こういうことで来たのです。いま問題になっている案件形成調査ですが、私がやっていた当時は税金を使わずに、これは全部、民間の手でやっていたのです。そういう意味では、いまの情報の機密保持というのにはあり得たのです。なおかつ、その当時の案件発掘は競合関係の中にあるわけです。ドイツとかアメリカとか、そういう海外のメーカーなり、プロジェクトの遂行者等との競合関係にあるので、情報公開ができないということだったのです。それを当時のエグジブバンクとか ODA 案件に上げた

時点から、公開の調査ができる。いわゆる JICA とかエグジブバンクに上がる段階では、ほぼ日本の受注は確定しているという状況なので、そういう競合関係にある案件か、ほぼ受注が確定して、ODA に乗っかるかというところのどこかで線引きをして、いわゆる情報公開に踏み切るようなルールがあればいいかなと、私の過去の経験上このように考えております。

○山田理事　いま柳副委員長がおっしゃった守秘義務との関係、これは確かに我々も整理していかないと、ものごとが前に進みませんので、そこはよく考えたいと思います。オブザーバー席からいまおっしゃったご意見、ありがとうございます。かつてはそういう流れの中でものごとが整理されていたのだなというのが、改めてよくわかりました。ありがとうございます。

○原科委員長　経産省に非公開の扱いに関しては、このプロセス全体の趣旨をもう 1 回考えた上で、ご回答というか、どういうことなのか、理由もご説明いただきたいと思います。ちょっと先に進みましょう。環境社会配慮審査役から、ご報告いただきたいと思います。

○作本環境社会配慮審査役　5分という時間をいただいていますので、作本からご報告させていただきます。お手元の資料で、「平成 21 年度の案件形成事業に対する環境社会配慮レビュー」というメモをお配りしております。内容としては、産業技術部長から平成 21 年度に実施した事業の内容について説明がありましたし、もう既に今年度は平成 22 年度ですから、新しい事業が動き始めている段階です。内容としては、どのように環境社会配慮をインプットしたか、あるいは課題は何があるかということをご紹介したいわけです。環境配慮、社会配慮をインプットするための手順というのは、既に昨年度ご紹介したものとほと

んど変わりありません。ここに(1)①とありますが、第1段階では、応募から採択に至る段階において、先ほど村山委員からマニュアルという話がありましたが、その段階においてインプットします。

第2段階は、②事業実施者が決まった段階で、中間報告から現地調査を行います。この調査の過程で、インプットあるいは注意喚起が行われます。

3つ目の段階として、③期間は短いのですが、報告書のドラフトが出ます。それを1、2カ月で印刷に持ち込むわけですが、その報告書のドラフトに対してコメントをする、あるいは意見を提出する形で、書き直してもらいます。ただ、報告書を書く主体は私どもではなく、外部の人であるということで、そこには報告書のできの良し悪しが影響してきます。そういうことで、環境社会配慮のインプットについては、昨年度と同じですが、手続きとしての過程は以上のおりです。

(2)です。①これも昨年度とほぼ共通しているのですが、各報告者あるいは報告書に対して行った具体的な指示として、次のようなことがあります。チェック項目リストを作りましたので、できるだけ参考にさせていただきたい。私どもの注意書も提供しています。

②私どもの主な環境社会配慮、準備段階での報告書作成の主な目的というのは、項目の洗い出しになりますから、それについて、できるだけ過不足のないようにということで、コメント、意見を出しています。

③これが意外と時間を取るのですが、報告書のドラフトの段階の文書表現です。これ自体が十分にこなれていないということで、意見を出すことがあります。

(3)の報告書作成に関する制約要因です。これが私どもにとっての課題になります。ここ

では3つにまとめてあります。1つ目が、先ほども少し申し上げましたが、調査実施者です。企業の人が多いわけですが、そういう人たちの執筆能力の不足に関するものです。①が、環境社会配慮についての理解が、なかなか伴っていない。特に先進国の事情ですとわかりやすいのですが、途上国の社会事情あるいは我々の目的とする社会配慮の意味合いを、なかなか理解してもらえないし、その必要性もなかなか実施者に伝わらないことがあります。そのような意味では、執筆者に対して、経験年数や環境アセスメント士という資格を、できるだけ紹介するような形で、質の向上を図ることが大事なのではないかと思います。

②として、人的要素ということを書いてありますが、私は社会配慮の調査においては伝聞ではなく、自分の目で現地を見て、調査をしていただきたい。予備的な段階であっても、そうしていただかないと伝わるものが少ないということで、自ら調査することを勧めたわけです。実際には、そこでは団体行動の制約、団長の意向、そのようなものが反映され、なかなか環境社会配慮が十分に発揮できないことがあるかと思います。

③です。これは先ほど議論にもなりましたが、執筆者自身の緊張感です。説明責任を要求されることはないということは、JICAとの全くの違いですが、執筆内容、表現についての責任感が、概して希薄になりがちであるということで、我々はこちらについて弛めるつもりはないということです。このようなことが、昨年も触れましたが、引き続きあります。

2番目が、時間的、物理的な制約として、やはり報告書に費やせる時間が極めて少ないことです。1、2カ月くらいで執筆を終了させなければいけませんし、我々も2回ないし3回のドラフトチェックを1カ月ぐらいの間にやらなければいけない。そういう意味では、こちらにおられる職員の方にはかなりの負担がかかっているわけですが、なかなかこの時間

の壁を乗り越えることが難しいし、相手が様々であって、そこに能力向上を期待するのは難しいことがあります。

3つ目はルール遵守に関することです。先ほどどこかで議論になったこととも関わりますが、まず①として著作権の問題があります。私も元々途上国研究所から来ているわけですが、途上国では著作権を概して無視しがち、軽視しがちであります。そういうことで、学術論文を書くわけではありませんが、参考文献、データに関しては、できるだけ出典を明記させます。引用箇所を書くということではありませんが、参考文献としてリストアップするぐらいの報告書に仕上げていくことが、どうしても必要ではないか。特に、途上国では、いわゆるベースライン・データと呼ばれている基礎データが不足しがちですし、横から横へ使われることがよくあるわけです。が、そういうことで、私どもジェトロの報告書としては、著作権を尊重するという基本線は崩すわけにはいかないということです。

②です。これが先ほどの議論になるわけですが、ガイドラインがいつているような報告書の公開という大原則と、今回ぶつかってしまったということです。これは委託元からの指示によるということで、しかも先ほどご指摘もありましたように、半分以上、18分の10という数で、非公開扱いになりかけているということです。

そこでの私の環境社会配慮審査役の立場として、ガイドラインの適用がどうしても必要である。同時に、この委託事業というものが委託契約の下で行われる。委託契約の下で行われているということは、私どもジェトロは受託者であり、契約上の関係としては弱い立場にあるということです。そういうことで、契約上弱い立場にある受託者として、いまのこのガイドラインの適用をどのように確保するのか。しかも、このような大原則にかかわ

る部分が衝突状態を起こしているようなときに、どのような判断を持つのか。もしかして仕組み自体に問題があるのか、あるいはガイドラインの我々の適用に問題があるのか。その辺りを皆さん方にも是非ご検討いただきたい。皆さんの大半の方は、このガイドラインを作られた方、草案者そのものですので、是非その辺りをもう一度ご検討いただければ、ありがたいと思います。

また、先ほども柳副委員長からご指摘がありましたが、私も同じような疑問を持っています。まして、委託契約の下でこの審査会が行われているということは、委託契約の中の条項に、ジェットロ側の守秘義務が謳われているわけです。詳細に言うわけにはいきませんが、こちらの第 19 条の項目で、ジェットロ側の守秘義務が謳われています。その下で実施されているこの会議において、委員の方の守秘義務はどのような考え方を持っているのかについても、交通整理をする必要があるのではないか。特に、先ほどご指摘もありましたが、前 JICA の環境審査会の委員長が入っておりますし、委員が何名か入っているわけですから、そこで同じ案件が改めて議論されるということは ODA 絡みで十分にあり得るわけです。そういうことで、その議論はこれまではしなくて済んだのですが、ここでは明らかにしておくべき時期にきているのではないかということです。そもそもの問題の根源というのは、委託契約をどのようにこのガイドラインと調和させるかにあるのですが、本筋ではないかと思えます。

もう少し先のことを考えると、近い将来に意見書というものをいただくことになりませんが、これをどのようにフィードバックするか、その効果にもかかわってくることです。今後の方向にも関わるかわりのあることですので、この辺りの枠組み、在り方について、

是非ご指示、ご意見等を賜りたいと思います。以上です。

○原科委員長 いまのご報告に対して、何かご質問はありますか。

○高梨委員 いま最後におっしゃられた委託契約のポーションですが、私も特に新日本有限責任監査法人とのディマケがよくわからないのですが、経産省からの委託先というのは、新日本有限責任監査法人なのですか、ジェトロなのですか。

○市原部長 新日本有限責任監査法人です。

○高梨委員 そうすると、ジェトロさんは新日本有限責任監査法人から再委託を受けているのですか。

○市原部長 そうなります。

○高梨委員 業務内容は、実質的なプロジェクトの。

○市原部長 進行管理です。それから、案件の審査にかかるいろいろな情報の整理です。

○高梨委員 新日本有限責任監査法人はどちらかという、契約と精算の部分ですか。

○市原部長 向こうはそういう業務が中心になります。

○高梨委員 そうすると案件の調査という意味では、まさにジェトロさんが大事なところを担っているということですか。

○市原部長 そうです。

○高梨委員 それが再々委託の形になっていると。そうですか。

もう 1 つは、先ほどの非公開のときにも感じたのですが、当然民間の経験を使ってやるという部分では、全部非公開というのはおかしいと思うのは、応募要領に書いてあるところがあるので、おそらくそれとの関係があると。民間側からだと、基本的に公開されると

思っていると思います。その一部、例えば使われる技術のポジション、あるいは事業費のポジション、ある一部のところが競争関係、その他から配慮されるというのはあると思いますが、報告書全体が何も出さないというのは、若干違和感があります。

そういう意味で、ジェトロさんの立場が委託関係の中で曖昧な気がします。ガイドラインを持っているところが再々委託になるわけですね。

○原科委員長 再々委託という仕組み自体が変だと思いませんか。そしたら執行能力がないのに受けてしまうほうがおかしいですよ、新日本有限責任監査法人ですか。そこはこれでは仕組みとしてよくないのではないですか。不適切だと思います。新日本有限責任監査法人のところでやれなくて、また委託しなければいけないというのだったら、考えてみると最初から受託するほうがおかしいのです。どうしてこのようなことをしているのですか。ジェトロが直接請けたほうがいいではないですか。そういかなかったのはどういうことですか。不思議な感じがしますね。ジェトロはもうずっとやってこられて、十分な実績があるのだから。

○山田理事 これは私どももいろいろな事業をやっておりますと、はっきり言ってしまえばリソースが足りない。つまり、マンパワーが決定的に不足しているのです。なかなか手が回らない状況の中で、ある種のアウトソーシングというのでしょうか、契約業務、精算業務といったところを、コラボレーションという形で外の会社にやらしてもらえれば、産業技術部もいろいろな案件がいっぱいきていますので、そこは何とかやり抜けるかなと。このようなこともあって、いろいろな見地から考えて、このような形でのジョイントプロジェクトにしてこなししていくことにした次第です。まあ窮余の一策ということとご理解賜れ

ばと存じます。

そこで、いまの非公開の問題が被さってくるわけですが、我々のレバレッジとしては、委託するときに、手を挙げるか挙げないかという判断をこちらはできるわけです。それだったら手を挙げませんという。したがって、いまご指摘のあったように、勘案のレポートについて、頭から非公開だという指示を受ける、これに関しては我々としても、こういうことであれば、ガイドラインの精神からしても、同じように手を挙げることは、ご意見を聞いていまして、これはできないぞと。これは私どもも上に意見を上げまして、そこをどうするか。

それから、すでに頭から全面非公開ということに関して、何らかの是正、いま高梨委員がおっしゃったように、どこなのだということで、そういうことの話し合いができるかどうか。これも改めて経産省に申入れをさせていただきたいと思います。

○原科委員長　そうですね。報告書のある頁が公開できないならわかるけれども、まるっきり出ないというのは不思議ですね。あまりにも後ろ向きな印象を与えてしまいます。

○宮崎委員　私も同じ意見なのですが、いま山田理事がおっしゃったところで、これからそういうことで経産省とも折衝をお願いしたいと思います。

報告書の中で、確かに秘密を守らなければならない部分というのは、ないことはないと思います。企業からすれば、あまり出たくないところも当然あると思いますが、報告書そのものが全部駄目だというのは、私もおかしいと思います。ですから、ここは企業としても、このような理由で秘密にしたい、秘密にしなければいけないということで、経済産業省もそうだということで、理由を付けて、ここは秘密にしますということであればいい

と思います。そのような対応でやっていかないと、ここの委員会との関係もありますし、まずいことになるのではないかと思います。

○原科委員長　そうですね。先ほど環境社会配慮審査役の説明の冒頭でも、執筆者は自らの執筆部分に関し説明責任を要求されることが少ないと書いておられますが、報告書は丸々ないから、ますますそうになってしまうでしょう。だから、最低限は出していただかないと、緊張感をもってやっていただけなくなってしまうから、そういうことでは困りますから、これは公開が前提だということで書いていただくことが大事だと思います。ほかにございますか。

○高梨委員　石油資源の支援事業がありますが、民活とか円借款ではファイナンスの道は比較的わかりやすいのですが、石油資源開発支援事業の場合の事業の実現というか、それはどのような形で行われることが多いのですか。ここは中東諸国ですから、基本的に ODA はなかなか付かないと思いますから、民間投資という形でやるのですか。

○市原部長　石油関係が実現するときは、ほとんどのケースで民活という形で実現しています。

○高梨委員　これまでの案件で、成約といいますか、実現した案件を我々は打率とか言うのですが、そういうことはジェトロさんでフォローはされているのですか。

○市原部長　石油関係については十分にフォローアップできておりません。

○満田委員　今日この議論をどこまでやるのか。次回の委員会で、どの程度個々の案件について議論をするのかを、まず決めておいたほうがいいと思います。去年度の場合は、最初に 1 回このような委員会をやりまして、そのあと個別の事業について、各委員からもう

少し深くレビューしたいということで、コメントを持ち寄るようなやり方をしたと思います。今年も、一部報告書が非公開だというような制約があるのですが、そのようなやり方をしたほうがいいのかなど、私自身は思っています。

いただいた概要も大雑把にしか目を通していないのですが、いくつかの案件で、これは大丈夫なのだろうかという具体的な懸念を持っています。ただ、それをこの場で今日全部言い始めると議論が終息しない気がしますので、今後のやり方を議論したほうがいいのかと思います。

○原科委員長 進め方は少しあとにしまして、そのほかにございますか。

○山田理事 高梨委員のご質問については、後ほど正確にお答えします。

○原科委員長 このあとの進め方ですが、きちんとした審査をしなければいけないので、いずれにしても今日だけでは無理です。この資料は 20 日付で送っていただいていますので、届いたのは数日前で皆さんもほとんど見る時間はなかったと思いますが、これからしっかりと見ていただくようにします。

先ほどの私の「平成 20 年度ジェットロ実施事業における環境社会配慮に関する意見書」のご紹介と併せて、次回はやりたいと思います。それまでに個別に見ていただくようにしたいと思います。そのようなことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○原科委員長 非公開であっても、これは諮問委員会ですから、一種のインカメラ処理で報告書は見せていただいているのですね。

○市原部長 諮問委員会において報告書を委員に見ていただくことについては、了解を得

ています。

○原科委員長 一般には非公開という扱いですが、それ自体をもう 1 回考えなければいけないと思います。

次へ進みます。概要だけお願いします。

○齋藤総務部主査 その他の平成 21 年度の事業として、4 つの資料をご提示します。時間が迫っていることと、メコン・ウォッチ様からの公開質問状への対応も大事なテーマですので、事務局で 4 つのポイントを説明します。

まず、「平成 21 年度貿易投資円滑化支援事業（専門家派遣）環境・省エネ案件」です。ここでは、前年度 5 案件に専門家を派遣しています。タイ 2 件、マレーシア 1 件、インドネシア 1 件、中国 1 件です。それぞれ何をしたか、成果等について、ポイントを申し上げます。

まず、タイの案件は 2 つありますが、1 つは省エネルギー普及推進体制構築支援事業です。対象は鉄鋼の省エネ診断マニュアルを作るというものです。省エネ審査を年度内に終了してしまして、タイの工業連盟で診断マニュアルに反映されるということで進んでいます。

もう 1 つ、タイではライフサイクルアセスメントについて、普及するという事で事業を行っていますが、これは 10 のワーキンググループを作っていて、全体で 387 件のデータベースを作るという案件ですが、その内の 307 件について、製造段階におけるデータベースの完成に至っています。

マレーシアの案件も、ライフサイクルアセスメントについての普及ですが、これについてエコラベルの制度構築のためということで、前年度に、家庭用洗剤を対象にした製品分

類別基準を完成させています。

続いてインドネシアですが、大気汚染に関する公害防止責任者の制度構築を目指しています。公害防止責任者の研修講師育成を、第1段階として整えています。

中国ですが、対象はセメント協会等で、CO2のプロトコルを普及する体制です。これは人材育成も含めて、基礎的な構築ができています。第1の貿易投資円滑化支援事業の環境社会配慮案件について、5件のポイントは以上です。

続いて、平成21年度温室効果ガス排出削減についてです。平成18年度対比で、平成22年度までを目標にしております。結果から申し上げますと、平成18年度比で12.2%、対前年度比で3.38%の削減です。ちなみに、目標は対前年度では、1%削減でしたので、それを大幅に上回る達成をしています。平成22年度については、基本的にまず1%を確実に上げることで目指しています。

具体的には、昼休みの電源を落とす等をしてはいますが、さらにPCの画面の電源のオフ、会議室前の廊下、9階のフォーラムに人感センサーを設置、それとLEDの導入により、さらなる達成を上げることを目指しています。

平成21年度の環境物品等の調達実績です。これは、すでに終わったものですが、結果としては概ね100%です。概ねというのは、達成できなかった項目が3つほどあります。それは印刷用のカラー用紙、トナーカートリッジとインクカートリッジ、これは入札等を行っているのですが、業者がこちらの基準のものを用意できなかったということで、この3つの項目で100%の目標を達成できておりません。ということで、入札等が絡むと、同等品という形でやるしかないということで、引き続き達成すべく、ホームページで詳細に公開し

ています。

最後に、平成 22 年度の環境物品等の調達の推進を図るための方針です。これもすでに前年度の結果を受けて、4 月 21 日付で、ホームページで公開しています。これについて、さらなる達成ということで、去年達成できなかった項目等を含めて、達成すべく、環境の負荷の少ない物品の調達に努めていきたいということです。ホームページでも触れさせていただいています。簡単ですが、お手元の資料のポイントは以上です。

○原科委員長 いまのご説明にご質問はありますか。かなり努力の成果は出ていると思います。特になければ次にいきます。良いパフォーマンスに向かっていると思います。メコン・ウォッチからの公開質問状への対応です。ご説明をお願いします。

○齋藤総務部主査 まず、事務局からご説明します。満田委員から補足がありましたらお願いします。

まず、経緯をご説明します。特定非営利活動法人メコン・ウォッチ様から、3 月 16 日付で公開質問状が届いています。質問状については、2 点について照会されています。まず 1 つは、これは現地で新聞報道等もされているのですが、バンコクセンターの山田所長の、タイ政府に対する発言について、その真意を確かめたいということです。もう 1 点が、この中で焦点になっているタイ・マプタプット工業団地の公害問題の解決について、現在ジェトロが有している環境配慮ガイドラインに対して、どういう行動をするかについて、見解を教えてくださいということでした。

まず第 1 点目についてです。これは真意ということで、事実関係です。私どもトップも含めてこれを最優先にするということで、現地の山田所長にも事実関係等を確認し、でき

るだけ速やかにまず回答することにしました。疑問を解消することを主眼に置いて、原科委員長にも考え方等、ご相談に乗っていただいた結果、4月21日付で、回答文書をメコン・ウォッチ様にお送りするとともに、委員の皆様にも、公開質問状、回答文書、タイ・マップブックに関する通商弘報を補足資料として、3回分お送りしています。背景と、ジェットロが何をやったかのご理解を深めていただくということで、今日再度お配りしました。

それと併せて、ホームページに、4月22日付で公開質問状、5月10日付で回答文を掲載しています。そのような形で、広く一般の方にも、このような事実があったということで示しています。

2点目についてです。回答文書には、「過去に直面した公害問題を克服した我が国の経験を伝えるなど、タイ政府の対応に協力していくことが、ジェットロの採択した環境社会配慮ガイドラインに即した行動である」という考え方を回答文に記しています。

それと今日出席された委員宛てで、回答文等の経緯説明をすると同時に、今回のこの委員会の場でガイドラインの趣旨からの助言を賜りたいということを最後に触れています。これを受けて、今日経緯説明をするとともに、具体的にジェットロがこのガイドラインに沿って、どのように今後対応していったらいいかということで、皆様のご助言を賜ればということで、今日の議論に載せさせていただいた次第です。事務局の概要説明は以上です。

○原科委員長 それではメコン・ウォッチの方からフォローをお願いします。

○満田委員 私はこの委員会に FoE Japan として名を連ねさせていただいているので、今回のこのような事態は二足の草鞋みたいな感じなのですが、メコン・ウォッチからこのよ

うなレターを出させていただいたということで、私自身も非常勤であります、メコン・ウォッチのスタッフをしております関係で、若干の補足説明をさせていただきます。

いろいろと手違いがありまして、今日配付しようと思った資料のコピーが間に合いません、後ほどよろしければメールベースでお届けしたいと思っております。

今日お配りしたいと思ったのは、ずっとマプタプット工業団地を巡る公害問題のモニタリングをして、かつ住民と一緒にこの問題について声を挙げていた現地の NGO の方が、今年の 5 月に来日して講演したときの資料で、写真も豊富で、現地の公害の現状を是非皆さんに知っていただきたいかったので、お配りしようと思いました。それは後ほど是非ご覧ください。

まず、このようなレターを差し上げて、かつジェトロにおかれましては、非常に誠実に検討していただきまして、誠意のこもったお返事をいただきまして、ありがとうございます。実はこの問題に関して、作本環境社会配慮審査役と齋藤さんとも、2 度ほど会合を持たせていただいています。タイのマプタプット工業団地は、皆さんもご存じの方が多いと思いますが、日本の支援によって形成された工業団地です。

10 数年前から、住民の方々は大気系、廃棄物、水質などの公害問題に悩まされています。この問題の根底には、ずっと公害問題に悩んでいた住民の方々の声がずっと無視されてしまっていて、ようやく裁判という形で、タイの社会問題になってはじめて、日本の方々が、このことに関して関心を示されたという背景があると思っています。

私どもがこのような手紙を差しあげた直接のきっかけは、ジェトロの所長が現地政府に対して、この問題の早期解決を図らないと、日本の投資はタイから逃げていってしまいま

すよとも取れる発言をなさって、それが大きく現地で報道されたということがありました。

その問題を提起するとともに、私たちとしては、この住民の声を是非ジェットロにもお届けして、住民のレターは当然ジェットロに Cc されているのでご覧になっていると思うのですが、それを強調したかったというような狙いがありました。

このメコン・ウォッチのレターが資料 6-1 として、先日前日お送りさせていただいていますが、それに住民のレターが添付されています。そこに、この問題について要領よくまとめられていると思いますので、そこをご覧いただきたいと思います。

ここに書かれているように、資料では 3 頁になっていますが、レターは、日本大使、日本国大使館、ジェットロ、JCC、METI などに宛てられたようなものです。ジェットロは Cc となっていますが、内容的にはジェットロに対しても返事を要請するような内容です。

ここに書かれているように、ジェットロ及び JCC の発言がマプタプット工業団地の「根本的な」問題解決を促すというよりも、むしろ「早期の解決」を促すものであったということが、住民に一体日本はこの問題の根本的な解決を促しているのかどうか。むしろ、日本企業の利益ばかりを見ているのではないか、という疑念を抱かせたのではないかと思います。

この 3 頁の一番下の段落を見ていただきたいのですが、マプタプット工業団地に、政府開発援助と直接投資を通じて、大きな影響を果たしてきた。であるから、日本はマプタプットでの環境及び社会的状況の悪化に責任を持つべきだと考えているという住民の声です。

その次の頁です。当然ジェットロあるいはその他の日本の関係者が、「日本モデル」として、日本の公害関係の克服を推薦されて、そのこと自体については「ご厚情には感謝しま

す」と述べられているのですが、そうは言うものの、マプタプットの住民の多くの生計が、この地域の自然資源に大きく依存しています。自然資源の回復は非常に重要なことということが、訴えられているわけです。

マプタプットの公害の問題は、もちろんこれは一義的にはタイの行政の問題、工業団地を建設し、それに当たってどのようなタイの法律を適用し、環境社会影響評価あるいは健康影響評価を実施し、それによって規制をかけていくか。タイの行政側の責任というのがあるとは重々理解しています。

ただ、日本として、特にジェットロとして、常に顔を向けているのが日本企業であり、かつ現地国政府であるように、私たちは見えてならないです。ですから、是非こういった住民の方々にも、ジェットロもしっかり目を向けて、例えばマプタプット問題に関して、公害関係の、あるいはエコタウン構想に関してセミナーを開催するときに、通常は企業関係者、政府関係者が重要なステークホルダーになると思うのですが、住民が声を挙げているような案件に関しては、是非住民あるいは現地の NGO の方々とも対話をしていただきまして、ジェットロの真意を是非伝えていただきたいと考えています。私からは以上です。

○原科委員長　いま紹介したレターですが、3頁の下から3つ目のパラグラフで、「しかしながら、この数カ月間、日本貿易振興機構」云々の部分です。2行目か3行目に、「日本人投資家がタイへの投資を停止するかもしれないと複数の公的な立場で述べています。このような公的な立場での発言はタイ政府に対して無意味な圧力」とありますが、どうして無意味なのですか。

○満田委員　真意はわからないのですが……。

○原科委員長 無意味な圧力ならいいのではないですか。

○満田委員 タイ政府に対して、問題を解決せよという圧力であれば、おそらく住民は満足したのだと思うのですが、早期に何とかせよというような圧力ではないかと思ったのではないかと解釈しています。

○原科委員長 翻訳の問題かもしれませんが、「無意味」というのはそんな感じがしました。趣旨はわかりましたが、表現の問題かもしれませんね。いまの件で、ほかにご質問はありますか。特になければ、ご意見をいただきます。

○作本環境社会配慮審査役 ジェトロは貿易投資活動に対して CSR を標榜していますし、これを啓蒙するという役割を担っています。そういう意味での、このような投資、貿易を促進、支援する私どもとしましては、こういう問題が起こってきたということについて、これからどのような考え方を持つべきなのか、啓蒙活動、CSR を含めて、どのように行っていったらいいのか、いろいろな意見を、実現できるかどうかわかりませんが、仰ぎたいと思いますので、是非よろしくお願いします。

○山田理事 いま満田委員から、詳細に背景等をお伺いしました。山田所長の発言は、この回答文に書いてあるとおりです。これは事実関係であるのですが、長年にわたって自然環境の汚染等々で苦しんでこられた住民の方からすれば、何らかの発言をそのように受け止められてしまう下地があるということ、改めて思いました。やはり十分に注意をした上で発言しないと、そのように誤解されてしまう下地があると。社会的弱者の置かれている方々の立場に立って、やっていかななくてはいけないのではないかと、このことを改めて思いました。

それから、最後にあった、そういった方々との対話なり、セミナーなり、そういうこともこちらで現地とも話をしてみまして、真意がきちんと伝わるように、単にレターを返すだけではなくて、やれることはないかを考えてみたいと思います。

○満田委員 ありがとうございます。先ほど申し上げるのを失念してしまっただけですが、このメコン・ウォッチ宛てに丁寧なレターをいただいたことは、私どもとしてありがたいと思っているのですが、是非住民の方々にも、例えばこのレターと同趣旨のことでいいので、英訳したものをお渡しするというのも、1つの手ではないかと思っています。

それから、またこれに関連しまして、実はタイ側の NGO の方から、ジェトロの環境社会配慮ガイドラインについて英訳はないのかという問合せを、なぜか私どもが受けたのです。これが策定されてから随分時間が経っていますので、是非英語版をウェブに公開されたほうがいいのではないかと思います。是非その辺りをよろしくお願いします。

もう 1 つは、これは参考情報までなのですが、この件に関しては最近日本絡みの 2 つの報道に注目しています。まず、JICA がこの件、それから産業公害全体に向けたタイ側の制度設計を支援するというニュースです。PRTR、化学物質の汚染情報、使用情報の公開の制度設計なども含まれているというような報道でした。

もう 1 つは、これもジェトロの山田所長の関係の報道だったのですが、このマップタプット工業団地の公害問題の解決に向けて、タイの政府側が汚染産業リストを確定させ、それに対して重点的に取組を進めていくというような方針を打ち出しています。所長がそれをとにかく急いでやるようにと、重ねて促したという報道でした。もちろん日本企業側とすれば、この問題が早期に解決されて、何をどこまで取り組めばいいのかということが明らか

かになるべきだということを、代弁されているのはよくわかるのですが、改めて早期解決も然ることながら、抜本的な解決、制度的な解決をジェトロがやり得る範囲はあると思いますが、オールジャパンとして、JICA などとも連携できる部分では連携して、制度設計にも踏み込んで問題に取り組むのが、今後のタイへの投資促進という意味からいっても、効果的なのではないかと考えています。

○原科委員長 いまはご意見としまして、住民へ英文でレスポンスというのは、すぐに対応できますか。

○齋藤総務部主査 はい。現地事務所と相談して対応します。

○原科委員長 同じ趣旨の内容で、直接やっていただくのがいいと思いますので、よろしくをお願いします。ガイドラインの英文訳版に関してはいかがでしょうか。

○齋藤総務部主査 遅れております。私も出ていないことは気づいておりました。いま作本環境社会配慮審査役と相談しておりまして、8月中には必ず掲載したいと思います。突き詰めて、よりよい英訳と拘っていると時間が必要以上にかかってしまうので、訳については責任を持って訳しますが、見ていただくことが確かに大事ですので、早急に最後のチェックをして、8月中に必ず掲載させていただきます。ここでお約束いたします。ウェブサイトへの掲載が遅れ申し訳ありませんでした。

○原科委員長 最後におっしゃった点は、制度設計の支援は JICA と連携していただくことになりますが、この辺はいかがでしょうか。

○作本環境社会配慮審査役 審査役の立場というより、私はアジア環境法の 1 研究者ですので、私自身のも日本からの貢献ということを考えさせていただきました。この地域での

大気汚染の問題というのは、工業団地、特に石油化学が集まっているところです。問題自体は10年前から起こっていることが前提です。としまして、2007年に憲法改正が行われて、健康アセスと通常のアセスをもう1回きちんとやりなさいという形の指示がありました。今回の問題解決に直ちにはつながらない。私はそういう最高行政裁判所の判断に対して、反対の意見を持っています。

具体的にどうするべきなのかということは、日本の70年代初頭の経験で、これについては原科委員長、先日満田委員がお連れいただいたタイの人とも話をしたのですが、日本のいわゆる総量規制の考え方を持っていかなければ駄目です。この地域、公害団地のこの1区画について、総量規制でもって、どれだけの汚染物質が、どのような種類のものが出ているかということ把握することが必要です。そのためにはJICAが協力しようとするPRTRで出てくるような汚染物質では、化学物質の極めて危ないものしか出てきません。すでに現地の報告書によると、ジクロロエタン、ベンゼン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、トルエン、皆さん方がご存じの代表的な発がん物質で、日本で最も我々が注目するものですが、ドクロマークの危険信号を付けるような化学物質が、すでに検出されている状況にあるわけです。

そのような中で、このPRTRを使う場合には、化学物質の中でこれが制限されてしまいます。日本でのPRTRというのは届出制ですから、これを1つの方法として排出の全体を把握するという考え方です。

もう1つですが、これは原科委員長から先日教えていただいたのですが、日本が歴史的に経験している公害防止協定を採用することによって、企業に対して行政的なコントロー

ルを行って、汚染物質の量と種類を全部把握する形で、日本が批判されることもあります。そこ(汚染源)に対して行政指導を行うことが可能となります。ただ、タイの行政というのは、それほど住民から信用されているものではありません。ですから、行政の弱さがありますけれども、PRTR と今後協定的なものを上乘せ基準、タイにはすでに地域指定の制度がありますから、より厳しい基準、日本の経験である上乘せ基準ですが、これを採用することで、国基準よりも厳しい数値をこの地域にだけ当てはめることが可能となります。そのときに日本の考え方の上乗せ基準という経験を使います。

これで工業団地に対しては、汚染物質の総量と種類を把握し、先ほどの 2 つの手法のうちのどちらか、あるいは両方を掛け合わせて対応し、チェックする体制を取ることで、当面日本の経験を活かせるのではないかと個人的には思います。

○原科委員長 両方だと思います。PRTR はむしろプラスアルファなのです。さらに進んだ段階なので、まずは公害防止をしっかりとやった上です。不確定なものに対しての対応策として PRTR です。自主的な環境配慮です。自主的環境配慮の前に、まず明らかに影響のあるものはきちんとした公害規制をしなければいけません。

それでさらに進めたいのですが、不確定のものに関しては、まずはそれぞれが配慮してもらいましょうと。それを誘導するのは PRTR 制度です。機能が違うので、両方やらないと駄目だと思います。特に最初の総量規制はしっかりとやらなければいけないと思います。むしろ JICA にそれを指導していただきたいと思います。

○田中委員 いまのお話で JICA でも産業開発部とか経済基盤開発部とか、このような状況の改善にかかわる業務を担うところがあります。基本は対策を打たないと。いくら法律云

々ばかり言っても、実際に被害が起こっていることを改善するためには、対策を打つ必要があると思います。

私ども JICA では四日市の ICETT というところのご協力を得たり、北九州市の KITA というところのご協力を得ながら、まさにコンビナートの大気汚染の対策の研修もずっとやってきております。

その中で、特に大事なことがあります。それは初期的に公害対策を打つような投資をしたほうが安価で効果的ということです。エンドオブパイプで、あとあと問題が起きてから対策装置を入れたときのほうが、ずっと高額になってしまうのです。コストがかかります。ですから、最初の段階で、そのような対策をいかに打つかを研修などでやっております。

したがって、この問題を解決するためには、実際にどのような状況が起きているかについてのモニタリング、大気汚染関係のモニタリングのネットワークをきちんと整備することも大事です。日本の四日市の場合ですと、県が大気汚染のモニタリングネットワークも持っていますし、四日市のコンビナートの企業も大気汚染のモニタリングネットワークを持っていますし、お互いがクロスチェックをしながらやっています。ですから、日本もかつてはこのような状況が、四日市、北九州市、岡山県の水島コンビナートなどでも起こってきたことが、歴史としてあります。

そういう意味で、私自身は是非 JICA の関連する技術協力がリンクして、この問題が少しでも改善するような方向にいくと、それはそれでいいと思いますし、必要であれば、そういう橋渡しの仕事を、せっかくこのような諮問委員会に出させていただいておりますので、させていただくことがあればしたいと思っています。

○原科委員長 是非そのようにジョイントで支援をしていただきたいと思います。

○山田理事 途上国で工業団地をつくって、そこに企業に入ってきたさいというのは、公害の防止を管理する上での 1 つの方策ということで、東南アジアではそのようになっていると思いますが、そこに日本企業が入居する、相対的に日本企業はきれいに排水も基準を守ってやる、ところが、そうではないほかの国の企業は、いろいろなことを引き起こす。そうすると、そこ全体の環境に問題が起きて、大きな問題になって、オペレーションが止まる。そのようなことに関して、ジェトロの所長が懸念を表明する、是非早期解決をと。このような図式ではなかったかと思います。

皆様のご意見にあるように、それだけでは問題の解決につながりません。各国に主権があるので、あまり主権侵害になることは言えないのですが、問題全体の解決になるような総量規制とか、そのようなところをオールジャパンと言いますか、大使館とか、JICA とかと話をしながら、日本の経験等も踏まえて、このようなことをしたほうがいいのではないかとということまで相手国政府に言う。単に早期解決というのは、ある意味遠慮気味に言ったと思います。そこまでだけだと、おそらく最終的な解決にはならないのではないかと気がしますので、本件につきましては、また現地の所長とも相談しながら、然るべきやれることをやっていきたいと思います。

○原科委員長 「急がば回れ」で、その結果のほうが早く解決する可能性はありますので、それは是非お願いします。

○高梨委員 ただ、ちょっと整理しておいたほうが良いと思うのですが、今回のお話の出発点は山田所長が発言したことがきっかけになった。それについて、メコン・ウォッチで

レターを書いて、これはどういうことかと。それに対して、ジェトロのほうで「いや、それは誤解でした」ということで話し合った。問題はそれだけではなくて、いわゆる過去の長い経験でいろいろな公害問題があるので、これに対して日本として何らかの支援はできないかというところまでいま話が来てしまった。ガイドラインに基づいてジェトロがやるべきことは、とりあえずは先方の政府に何らかの支援なりを可能な限り行う。

いま、田中委員が言っていたように、今度 JICA がお手伝いするとなったら組織が違う話なので、ジェトロのガイドライン云々という話ではないのだろうと思います。それは今後の協力でということなのでしょう。

結局、「誤解でした」ということに対して、メコン・ウォッチのほうは一旦、山田さんの発言についての点は「そうなのですか」ということで終わったのですか。

○満田委員 この話は水かけ論になりかねません。これは私の個人的な考えなのですが、私の過去の経験から言っても、例えば環境社会配慮で何かがネックになって、早く進まない案件について、「早く手続きをやってください」と日本の関係者もが相手国に言ってしまうことはときにあるかもしれないなとは思っています。ただ、どうやら何度か同じような発言をされているなということがタイ側で大きく報道されたということで、この問題を重視している住民の方々が聞き捨てならないということで抗議されたというのが事の発端だと思います。

メコン・ウォッチのこのレターについても、小さい出来事を大きく取り上げてという感じをお持ちかもしれません。この発言をきっかけにしてとはいうものの、ジェトロとしても取り組めることはありますよねという問題提起的なものなので、発言自体の真偽をこ

こで「ああだ、こうだ」と論じても仕方がない。発言者が「いや、そうではないのです」と言えば、それはそれでそうだと思います。ただ、私たちとしては是非、こういったレターを書いている住民の方々にも、誤解だということはお伝えしたほうがいいのではないのでしょうか。コミュニケーション的な問題と、環境公害的な問題がちょっとミックスした形で問題提起させていただいたという面はあると思います。

○原科委員長 ありがとうございます。直接的にはジェットロでということは考えていませんけれども、これは 1 つのきっかけですので、日本全体のあり方としては先ほど申し上げたように JICA と連携していただくような方向で、ジェットロからもそういう要請があったということで JICA もアクションを取ってもらえると思います。委員会としてはそのようなまじめにしたいと思います。

この件はよろしいでしょうか。一言申し上げますと、ヘルス・インパクト・アセスメントをタイの憲法でやることを義務づけてしまいました。この点、向こうとしては根本的な問題になるので、どんどん議論が広がると結構大変なことになる可能性もありますので、日本としてもしっかり対応したほうが良いと思います。先ほども話がありましたが、実は四日市喘息の問題は、アセスメントの法律制度が出きる 1 つの根拠になりました。健康影響というのはそういういろいろな問題に関係してきますので、きちんとしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、この件を終わり、次にまいります。最後の案件です。議題、「ガイドラインの一部改正について」説明をお願いします。

○齋藤総務部主査 事務局から一部の字句の修正のご提案です。ジェットロの案件形成調査

事業において、調査項目の洗い出しをする際に、国際協力機構及び国際協力銀行のガイドラインにある「別紙スクリーニング様式」、あと参考資料を参考することが書かれています。これはガイドラインの 11 頁にも具体的に書かれています。今回、国際協力機構及び国際協力銀行のほうでこのスクリーニング様式及び参考資料について改正されています。そこで、これを参照する際に昨年のもとは異なっているということで、国際協力機構及び国際協力銀行の改正された参照先を正しく参照していくための字句の修正を一部したいということでご提示しています。よって、非常に軽微ですけれども、参照していただく際に大事なポイントになるということで、改正案としてご提示しております。

○原科委員長　ご説明、どうもありがとうございました。中身は変わりませんが、参照箇所が少し変わるようになったので、改めて表現をそれに合わせるということです。よろしいでしょうか。

○田中委員　2004 年にできたのが JICA の当時の新ガイドラインですけれども、それが JBIC の円借款部門と JICA が一緒になり、統合後の JICA 環境社会配慮ガイドラインとして今年 4 月 1 日から公布されて、7 月 1 日から施行されています。現在のガイドラインも、基本的なスクリーニング様式については 2004 年度からほとんど変わっておりません。内容についてはこの変更でかまわないと思うのですが、私がいただいた資料の中で分厚いもの、「平成 21 年度地球環境適応型・本邦技術活用型」の第 1 回公募提案要領というのがあります。昨年 4 月付けで出ています。これの別添 2-ハ-①に「スクリーニング様式」が書かれています。

これがとても大事になってくるのですが、2-ハ-①の質問事項の質問 1.2. 「案件実施予定

地の住所」、「案件の概要」、ここまではいいのですが、次の頁、2-2 というところに「案件の必要性をどのように確認していますか？例えば、当該案件は上位計画と整合性がありますか」、これもガイドラインの1番目に書かれていることなのです。

実は、私どものガイドラインの中に、この次に2点大事な点が書かれてあります。「代替案を検討しましたか」というのが、これで言うと2-3になります。それから、2-4が「必要性確認のためのステークホルダー協議を実施しましたか」となっています。実施したとすればチェック項目があり、「関係省庁の人のみ」、「地域住民も含む」、あるいは「NGOも含む」、「その他を含む」と、4つのチェック項目があります。ここが抜けてはならない。私どものガイドラインで最も大事な部分はここだと思っています。なぜかといいますと、その時点で代替案が、ある程度ステークホルダー協議もきちんとやって、できているものであれば、その案件の熟度はかなり高くなっているという判定ができます。そうするとフェージビリティ・スタディに移行できる段階かどうか、このあたりで見ることができます。このあたりが全部、YesではなくてNoで、代替案もまだ話し合っていないとか、ステークホルダー協議もやっていないということになりますと、とてもフェージビリティ・スタディに行くような段階ではありませんねということになります。

実は、いま申し上げた、抜けている2項目が、その案件の熟度を判定する非常に重要なスクリーニングのポイントになっています。ですから、こここのところは是非、私どものガイドラインのとおり入れていただいて、今後公募するときの資料に入れていただきたいと思っています。そうすれば、私どものガイドラインとの整合性がきちんと取れるということになります。

○原科委員長 なるほど、おっしゃるとおりだと思います。いかがでしょうか。ジェットロはそういう検討もされますか。

○山田理事 作本環境社会配慮審査役と話をさせていただいて、私はそれでいいかと思いますが。

○作本環境社会配慮審査役 いまのお話、ありがとうございます。新 JICA のガイドラインができて、内容的に考え方のずれが出ているのではないかとということで、そういうお話を是非伺いたかったので、ありがとうございます。

ただ、この 2-3 と 2-4 の項目を追加していいかどうかということで、代替案の考え方、及びステークホルダーの定義のあり方が JICA とはちょっと違います。そういうことで、私どものガイドラインに則った場合に、いまのこのような表現をそのまま使っていいのかどうかについては、また次回のガイドラインの会議でも、むしろ皆さんにご検討いただければありがたいと思います。いかがでしょうか。

○高梨委員 田中委員の趣旨はよくわかります。ただ、作本環境社会配慮審査役が言われたように一応案件の上流段階なので、まだ案件自体がしっかり固まっていないところで、皆さんが調査をすることになるなと思います。そういう段階で、本当にステークホルダーがある程度決められるのか。あるいは、代替案がそのレベルで検討できるのかどうかというところが、ちょっと現場からすると厳しいのではないかと思います。また、作本環境社会配慮審査役のほうでよく検討いただいたほうがいいと思います。

○田中委員 私が申し上げた意味は、短い調査の期間に代替案やステークホルダー協議というのはなかなか難しい。そのとおりだと思います。それはそういう状況ですということ

を、客観的に書けばいいだけの話です。それであとで私たちも判断できますので。ですから、書き方としてはそれほど問題がないのではないかと思います。そこで代替案を検討しなさいと言っている訳ではないのです。Yes か No かというチェック項目ですので、「代替案はこの時点ではまだありません、No」としておけばいい。それだけの話なのです。

○原科委員長 事実関係の確認という。

○田中委員 はい、事実関係の確認です。

○原科委員長 高橋委員のおっしゃったこともよくわかりますが、ただステークホルダーはいろいろな定義がありますからね、このレベルでないとは言えないかもしれない。

○村山委員 代替案の検討とステークホルダーからの情報収集等というのはガイドラインに明記されています。ステークホルダーの定義についても最初のほうに書いてありますので、この 2 つの点について努力をするというのが、ガイドラインの中に含まれていると思います。

ただ、案件の調査の提案の段階でどこまでできるかというのは、難しいところが多分あって、その点はどこまで書けるかよくわかりません。ただ、少なくともその点 2 つについては、実施に向けて努力することは明記されていると思いますので、そういうことも含めてご検討いただければと思います。

○原科委員長 ありがとうございます。代替案にはいろいろなレベルの代替案があります。全くないとも言い切れないところもありますから、そういう概念だと私は整理しています、私は全くないとは言い切れないと思います。それでは、この点をご検討いただくということにして、次回審議いたしましょう。

先ほどのガイドラインの修正に関してはよろしいでしょうか、お認めいただけますでしょうか。

(承認)

○原科委員長 ご承認いただいたということで修正いたします。ありがとうございます。
これであらかた審議事項は終わりました。

今回は 8 月下旬になると思いますが、候補日をここで上げておいたほうが良いと思います。

(日程調整)

○原科委員長 では 8 月 25 日から 27 日の 3 日間のどこかということでお願いします。

次回、1 つは私が先ほどお願いした件、「意見書」についてご説明いたします。それから、今日残した案件について検討します。大きなポイントは「平成 21 年度の案件形成調査事業について」、これについてそれぞれご意見をいただきます。そのための作業の段取りとしてどのようにしましょうか。最初に全部いただいておく、去年はそうしましたよね。しなかったですか。

○満田委員 去年は全委員に全案件、コピーを配付していただいたと思います。私が思うにもうちょっと効率的な、事務局にかかる負担がものすごく大きいような気がしたものですから。

○原科委員長 去年は最初だから。

○満田委員 委員のリクエストベースで、報告書を送っていただくようなやり方のほうがいいのかと思います。

○原科委員長 リクエストベースが続くと困るから割当てベースがいいですか。1人何案件とか。1つの案件で2、3人やっていただく感じにしましょうか。

○作本環境社会配慮審査役 去年、印刷に結構コストがかかりましたので、そのあたりの節約も含めて皆さん方に考えていただけると。分担方式とか、割当て方式を是非皆さん方のほうで考えていただけると。

○村山委員 電子ファイルはどうでしょうか。

○作本環境社会配慮審査役 電子ファイルは、著作権の関係は大丈夫でしょうか。産技の関係ですが。皆さん方に印刷してもらおうと、逆に紙を使うという。

○市原部長 電子ファイルの提供は認められていませんので。

○原科委員長 そうしたら、1つの案件を2人ないし3人で分担していただくような方針で、割当てを事務局に考えてもらいましょうか。皆さんのご希望を聞いた上で。

○田中委員 去年、平成20年度のものは、特に円借款関係のものは私どもJICAのほうに直接かかわってくる可能性がありますので、全案件コピーしていただいて、結構な量になってしまいました。自分なりに読んだのですがそれも必要かなと思っています。つまり、報告書をやはり読まないで、概略だけいただいても本当に大事なところはコメントできませんので。その辺、印刷のコストがかかって申し訳ないのですが。

○原科委員長 少々のコストはやむを得ないですよ、1件何千万もかけた調査だから。印刷代をちょっとけちってチェックできないのでは話にならない。これはやはりちゃんとやらないと申し訳ないです。むしろ皆さんのコストの問題、時間がかかるのだから、審査する人の。

○高梨委員 それでよかったら、PDF というか、CD でも、要するに肝心な見たい所だけなのです。ですから、全部コピーしてもらうのは申し訳ない。

○原科委員長 いや、コピーは、そういう意味では、相対的に見れば私はそんなに対したことではないと思います。

○田中委員 これは途中の段階ということになるのでしょうか。終わったものを見るのでしょうか。

○作本環境社会配慮審査役 今年3月に事業が終わったもの、昨年度の報告書です。

○田中委員 逆に言うと、これは以前も議論になったのですが、全部終わってから意見を言っても、次のプロジェクトに反映されるだけという話もありましたよね。JICA の場合には途中段階、ドラフトの段階で意見を言って、それを最終的なものに活かすということ。

○原科委員長 ただ、これ、半年で終わる調査でしょう。いまの仕組みではそれは無理ですよ。私はこれ自体に何千万もかけるのだったら、2年で使うようにして、実際調査に1年半ぐらいかけるようにすれば、そうしたらそのプロセスで環境社会配慮はしっかりできるのです。だから、このプロジェクトのあり方自体が私は基本的に問題だと思います。これはむしろジェトロから提案してもらったほうがいい、経済産業省に対して。そうでないと、お金かけたのがもったいないですよ。特に地球環境調査だって、1年間ぐらい調査してみなければわからない自然環境とかありますから。どうしても不十分です。

○田中委員 その場合、最終的にできあがったものに意見を出すということで、例えば私たちの場合は先ほど言ったように、マスタープランやフィージビリティの調査報告書は全て冊子と PDF ファイルの両方を JICA 図書館に納めていますし、誰でもアクセスできるよう

になっているわけです。その辺はできないのでしょうか。

○市原部長 これはジェトロの事業ではなくて経済産業省の事業なのです。ですから、我々も潜在的受注可能者の中の 1 人として、地球のほうは新日本有限責任監査法人と一緒に、石油のほうについては実は今年はまだ公募がないのですが、それに手を挙げてやらせていただいている受託事業です。その契約の範囲内でできることをその期間はやる。そのかわり、我々はこのガイドラインをプロセスに反映し、この諮問委員会でいただいた助言に従って、それを次のプロセスで必ず反映するというのが多分、我々がこのガイドラインの精神を活かして事業を実施するぎりぎりのところではないか。

これは過去の資料を見ると、この場で何度も話し合われたことですがけれども、実施中の案件について助言を直接いただくということは受託事業である関係上難しい。でも、我々としては最大限、ここでいただいたものを何とか次の事業に反映するというやり方でやらせていただいています。ご理解を賜れば幸いです。

○原科委員長 いや、受託事業だから難しいのではなくて、タイム・スケジュールからいって難しいと私は理解しています。受託だから難しいということはありません。

○市原部長 ですから、契約。

○原科委員長 受託した以上は責任持って仕事をしなければいけない、これは責任持って仕事するためのプロセスですから。それは可能ですよ。だけど、もう半年程度の調査期間だったらとてもではないけれども審査などしていただけないということですよ。物理的に不可能なので 2 年のタイムスパンでやる仕事であれば十分可能性はあると思います。受託だから駄目という理屈ではないと思います。

○満田委員 確かに、この話は何度か議論になって、結果としていまのような形態に落ち着いたのだと思います。座長や田中委員がおっしゃるようなことになればもちろんベターだとは思いますが、いまのような制約の中で、去年これを議論したときに、1つはいま部長がおっしゃったように、ジェットロの次の事業の実施のためへの助言になるような要素を抽出する。

○原科委員長 そうです。

○満田委員 2つ目には、これは去年田中委員が非常に充実したコメントを提出されていましたが、案件形成調査を受けて、これから事業化されていくかもしれない。それはひょっとしたら JICA に行くかもしれませんし、JBIC に行くかもしれない。あるいは別の、独自の資金源で事業化されるかもしれない。その事業化に当たって、留意点を現段階で明らかにしておくということも 1つの大きな意義ではないかということになった。去年度の場合はそういった視点から気づきの点、コメントを委員が持ち寄ったように記憶しています。今年もいろいろ制約があるので、そういうような視点で助言をまとめたらいかがでしょうか。

○原科委員長 その点はよろしいですか。その点の理解は共通していると思います。先ほど申し上げたのは根本的な仕組みの問題を申し上げただけです。それは改善していかないと、今度はこういったプロジェクトの意義を疑問視されますので、早めに改善を考えたほうがいいと思います。これは本当にお金の使い方の問題になりますから、早めにしておかないと。

○柳副委員長 配付資料の配付の仕方ですが、前はコピーをしていただいて大量に送っていただいた。委員長、副委員長は全頁必要だということで送られてきたわけです。今年、

そのような配付の仕方をやるのか、PDF にそれをコピーして配るのか。基本的には同じだと思います。どうして PDF だと駄目で、紙焼きならばいいというのが全くわからない。それだったら本来はコピーも駄目ということではないですか。

○作本環境社会配慮審査役　いまの意味は、コピーでしたら本来このあとで回収しなければいけないということがあるわけです。PDF だとそのまま、著作権を守ることができなくてあちらこちらに。この著作権というのは形式的に言えば国のほうに帰属するという取決め条項になっているわけです。

○柳副委員長　終わったら返せばいいじゃないですか。PDF を返しますから、それでやっていただければ。

○市原部長　電子ファイルの配付は情報セキュリティー上、ジェトロのセキュリティー・ポリシーとして配付できないということになっています。

○柳副委員長　いや、元のものじゃなくていいのですよ。一枚の CD に審査用にすべてコピーして作ってもらえばいいのだと思いますが、無理なのでしょうね。

○原科委員長　そういう仕組みは仕方ないからハードでもらいます。印刷物しかないじゃないですか。理屈から言えば同じようなことなのだけれども、そういうルールになっているのだから。同じようなことになってしまいましたが、今おっしゃったとおりであれば、それはもうセキュリティー上のルールになっているのだから、ハードでいいのではないですか。我々、パッと見ていると物理的にすごく大変だと思うけれども、いろいろなことをやっていますからコスト的には十分リーズナブルですよ。ただ、むしろ、皆さんの時間を使うコストが大変です。そこまでやる覚悟のある方が是非やっていただいて、無理だったら

ご覧にならなくてということでもよろしいのではないですか。

配付の仕方は皆さんのご希望を伺って、その上で事務局と調整しましょう。趣旨としてはとにかく 2 人ないし 3 人、複数の方に 1 つの案件を見ていただくということでないとしつかりとした判断ができませんので。中身がそうなるようにやっていただいて。だから、どんどんこのために資源投入、時間を使っていただける方はたくさん見ていただく。無理だという方は、少し抑え目にさせていただくということでもよろしいのではないのでしょうか。

○村山委員 田中委員のようにご希望がある場合はすべて送っていただく、それを妨げないと。

○原科委員長 そう。

○田中委員 希望したいと思います。特に円借款関連はすべて見ないといけないかなと思っています。そのときに、次回、また議論になると思うのですが情報の公開性というか、レポートをどう公開していくか。私ども JICA は基本的にマスタープランやフィージビリティの調査報告書をすべて公開しております。その辺とからんでジェトロの皆さんのほうは PDF ファイルが出せないということなのですが、私どもは出しているのです。その辺、また次回議論になると思います。

○原科委員長 経済産業省云々であればなおさら国の行政情報になりますので、当然情報公開対象ですから、やたら非公開という話はないはずなのです。むしろ、そういう枠組みで考えていただくということを前提にやっていただいているいいわけです。情報公開法は原則公開、非常に制限的に非公開のはずなのですが、運用面がおかしくなっている。新政権のもとではいまちょうど見直しています。本来の趣旨に合うように変えています。だから、

ここで我々が議論していることはそれほどおかしなことではないのです。しっかりやっ
ていかないといけない。国民のために我々はプラスになることをやることになるのですから。
ジェットロも同じですよ、そういうことをやっておられるわけですから。

○高梨委員 先ほど、委員長が次回やるとおっしゃっていた「意見書」の話ですが、これ
は資料として配付されているのですか。

○原科委員長 これからです。ドラフトはありますが、もう 1 回フィードバックします。
我々はそれをファイナル・チェックするということです。よろしいでしょうか。

それでは、今日の委員会はここまでといたします。次回は 8 月 25、26、27 日、3 日間の
うちのいずれかの日に開催いたします。それまで、委員の皆様方にはどれぐらい見ていた
だけるか、事務局から確認していただいて、事前に資料をお送りしてコメントをご用意い
ただきたいと思います。どうもありがとうございました。